

管理運営基準の一部が改正されました



「管理運営基準」とは、食品営業者が遵守しなければならない事項で、施設の衛生管理、食品等の取扱い、従事者の衛生管理等に関する基準をいいます。

北海道では、「食品衛生法施行条例」でこの基準を定めており、食品の安全性をより一層確保するため、平成20年10月に食品衛生法施行条例の一部を改正しました。

改正部分は平成21年1月1日から施行されます。

【改正内容】

○ 健康被害等に関する保健所長への報告

- (1) 食品等を製造、加工又は輸入をした営業者が当該食品等に起因すると医師により診断された健康被害（当該食品等に起因することが疑われると診断されたものを含む。）に関する情報を消費者から受けた場合は、速やかに、営業の施設の所在地を管轄する保健所長に報告すること。
- (2) 販売する食品等が法の規定に適合していない事実を発見した場合は、当該食品等に関する情報を、速やかに、営業の施設の所在地を管轄する保健所長に報告すること。

※ 食品衛生法施行条例第2条第1号関係 別表第1の9の2の項として追加規定

【解説】

(1) 消費者から健康被害に関する情報を受けた場合

- ① 営業者は、消費者から寄せられる健康被害の情報のうち、その消費者が医師の診察を受け、当該健康被害が製造、加工又は輸入した食品等に起因する、またはその疑いがあると診断されたものについて、保健所長に報告しなければなりません。
- ② 営業者は、日ごろから消費者から寄せられる苦情等の情報を集約し、分析し、散発事例の共通性を見い出せるように管理する必要があります。

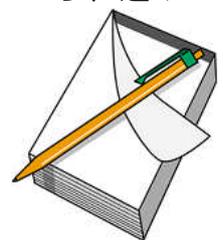
(2) 食品等に関し食品衛生法に違反する事実を発見した場合

- ① 自社で製造した食品等の検査を行ったところ、食品衛生法の基準に合わない食品であることが判明し、すでに販売されているような場合などは、保健所長に報告しなければなりません。
- ② このような場合には、食品の回収等を行う必要も想定されますから、速やかに報告してください。

(3) その他

犯罪性が高いと判断される場合は、直ちに警察に通報するとともに、保健所まで情報提供をお願いします。

なお、営業者から保健所長へ報告を行う場合は、原則「[食品等に関する情報報告書](#)」様式を用いて報告するようお願いします。



問合わせ先：上川保健福祉事務所保健福祉部（上川保健所）
生活衛生課 主査（食品保健）
電 話：0166-46-5995